

気象警報等が発表された場合の対応について

みだしのことにつきまして、山崎西中学校区の学校では、下記のとおり、共通の対応体制をとりますので、ご承知おきください。

記

- 1 午前6時00分の時点で、「宍粟市」に、
気象警報(大雨警報、洪水警報、暴風警報、大雪警報、暴風雪警報)、避難指示、避難勧告が発表・発令されている場合は、自宅待機とします。
ただし、山崎西中学校区の一部に「避難指示」または「避難勧告」が発表・発令された場合は、山崎西中学校区で協議し、対応します。

※県内41市町別の気象情報につきましては、以下のいずれかにより確認してください。
・気象庁のホームページ ・サンテレビ、NHK、ラジオ関西
・ひょうご防災ネット ・電話(177)
- 2 午前6時00分以降に気象警報、「避難指示」または「避難勧告」が発表・発令された場合は、すでに登校している児童・生徒は、学校で待機し、安全に十分配慮した対応をします。自宅にいる児童・生徒は、自宅待機とします。
その後の対応は、気象状況を判断しながら中学校区で協議し連絡します。
- 3 午前7時00分までに上記の気象警報、避難指示、避難勧告が解除された場合は児童・生徒は登校しますが、登校に際しては、中学校区で協議し、児童・生徒の安全に十分配慮した対応をします。
- 4 午前7時00分の時点で上記の気象警報、避難指示、避難勧告が発表中であれば、臨時休業日(臨時休校)とします。

【大地震時】

- 1 下校後から翌日の登校までに震度5弱以上の大地震が発生した時は、学校は臨時休業とします。
- 2 登校中に発生した場合は、学校で待機し、安全に十分配慮した対応をします。

留意していただくこと

- ◆ 大雪警報については、大雪警報が継続中であっても、校区の状況によっては、登校となる場合があります。校区の校長で協議のうえ、各学校より、児童・生徒及び保護者に連絡します。
- ◆ 明らかに当校区に関係のない警報(高波・波浪・津波)の場合は、登校します。この場合は、学校からの連絡はありません。
- ◆ 地震等の緊急事態につきましては、その都度判断し、安全に十分配慮した対応をします。
- ◆ 学校からの連絡は、「しーたん通信」(小中一括)及び「すぐーる(学校園所連絡システム)」(今年度より運用開始)を利用することとし、必要に応じて各学校より連絡します。